

**【中小企業基本法における中小企業の定義】**

「資本金の額又は出資金」と「常時使用する従業員の数」のいずれか一方を満たせば、中小企業者に該当します。両方の基準を満たす必要はありません。

<b>業種分類</b>	<b>中小企業基本法の定義</b>
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人